

令和2年度地震・津波等の新知見データベース の改修に係る一般競争入札説明書

[全省庁共通電子調達システム対応]

入札説明書
入札心得
入札書様式
紙入札方式での参加様式
委任状様式
予算決算及び会計令（抜粋）
仕様書
入札適合条件
契約書（案）

令和2年9月
原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房技術基盤グループ地震・津波研究部門

入札説明書

原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房技術基盤グループ
地震・津波研究部門

原子力規制委員会原子力規制庁の役務の調達に係る入札公告（令和2年9月23日付け公告）に基づく入札については、関係法令及び原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定めるもののほか下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和2年度地震・津波等の新知見データベースの改修

(2) 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

(3) 納入場所

仕様書による。

(4) 入札方法

入札金額は、総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者ではないこと。

(4) 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

(5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

(6) 入札説明会に参加した者であること。

3. 入札者に求められる義務等

この一般競争に参加を希望する者は、原子力規制委員会原子力規制庁の交付する仕様書に基づき適合証明書を作成し、適合証明書の提出期限内に提出しなければならない。また、支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された適合証明書は原子力規制委員会原子力規制庁において審査するものとし、審査の結果、採用できると判断した証明書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

4. 入札説明会の日時及び場所

令和 2 年 9 月 3 0 日（水） 1 6 時 0 0 分～

原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル 1 3 階入札会議室

- ※ 1 参加人数は、原則 1 社 1 名とする。
- ※ 2 本会場にて、入札説明書の交付は行わない。
- ※ 3 本案件は入札説明会への参加を必須とする。

5. 適合証明書の受領期限及び受領場所等

(1) 受領期限

令和 2 年 1 0 月 1 5 日（木） 1 2 時 0 0 分

(2) 受領場所

原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房技術基盤グループ
技術基盤課契約係（六本木ファーストビル 1 6 階）

(3) 提出方法

ア. 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムで参加する場合は、5. (1)の期限までに同システム上で適合証明書を提出すること（同システムのデータ上限は10MBまで）。

イ. 書面で参加する場合

書面で参加する場合は5. (1)の期限までに持参または郵送とする。郵送の場合は受け付けるが確実に届くよう、配達証明等で送付すること。なお、メールによる適合証明書の提出は受け付けない。

(4) その他

審査の結果は令和2年10月23日（金）までに電子調達システムで通知する。書面により入札に参加する者へは、書面で通知する。（審査結果通知書）

6. 競争執行の執行の日時、場所等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

日時 令和 2 年 1 0 月 2 6 日（月） 1 5 時 3 0 分

場所 原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル 1 3 階入札会議室

(2) 入札書の提出方法

ア. 電子調達システムによる入札の場合

6. (1)の日時までに同システムにより入札を行うものとする。

イ. 書面による入札の場合

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式2による書面を5. (1)の日時までに5. (2)の場所へ持参又は郵送すること。

また、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式1による入札書を6. (1)の日時及び場所に持参すること。入札書を電話、FAX、郵送等により提出することは認めない。なお、入札書の日付けは、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7. 落札者の決定方法

支出負担行為担当官が採用できると判断した適合証明書を提出した入札者であって予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

8. その他の事項は、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得の定めるところにより実施する。

9. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

10. 契約書の作成の要否 要

11. 契約条項 契約書（案）による。

12. 支払の条件 契約書（案）による。

13. 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

14. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 伊藤 隆行
〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

15. その他

(1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において、速やかに書面をもって説明しなければならない。

(2) 本件に関する照会先

質問は、電話、FAX又はメールにて受け付ける。

担当：原子力規制委員会原子力規制庁

長官官房技術基盤グループ地震・津波研究部門 山川 光稀

電 話 : 03-5114-2226

F A X : 03-5114-2236

メールアドレス : kouki_yamakawa@nsr.go.jp

(3) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先

政府電子調達システム (GEPS)

ホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>

ヘルプデスク 0570-014-889 (ナビダイヤル)

受付時間 平日8時30分～18時30分

(別 紙)

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得

1. 趣旨

原子力規制委員会原子力規制庁の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1の書面による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。
- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官殿と記載）及び「令和2年10月26日開札 [令和2年度地震・津波等の新知見データベースの改修] の入札書在中」と朱書きして、入札日時までに提出すること。
- (3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

7. 代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続を終了しておかななければならない。

8. 代理人等の制限

- (1) 入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。
- (2) 入札者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人等とすることができない。

9. 条件付の入札

予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

10. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない代理人等による入札又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

11. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

12. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。

- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。ただし、別途指示があった場合は、当該指示に従うこと。

13. 調査基準価格、低入札価格調査制度

- (1) 工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について予決令第85条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。
 - ①工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
 - ②前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額
- (2) 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- (3) 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

14. 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 低入札となった場合は、一旦落札決定を留保し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。
- (3) 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

15. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

16. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

17. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、契約書を受領した日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

18. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(別 記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

(復) 代理人役職・氏名

印

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札する

場合に、(復) 代理人の記名押印が必要。

このとき、代表印は不要(委任状には必要)。

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 令和2年度地震・津波等の新知見データベースの改修
- 2 入札金額 : 金額 円也
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所在地
商号又は名称
代表者役職・氏名

印

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名 : 令和2年度地震・津波等の新知見データベースの改修
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由
(記入例) 電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者連絡先

部署名	:
担当者名	:
TEL	:
FAX	:
E-mail	:

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地
(委任者) 商 号 又 は 名 称
代表者役職・氏名 印

代 理 人 所 在 地
(受任者) 所 属 (役 職 名)
代 理 人 氏 名 印

当社 を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和2年度地震・津波等の新知見データベースの改修の入札に関する一切の件
- 2 1の事項に係る復代理人を選任すること。

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

代理人所在地
(委任者) 商号又は名称
所属(役職名)
代理人氏名 印

復代理人所在地
(受任者) 所属(役職名)
復代理人氏名 印

当社 を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和2年度地震・津波等の新知見データベースの改修の入札に関する一切の件

(参 考)

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項 各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

仕 様 書

1. 事業名 令和2年度 地震・津波等の新知見データベースの改修

2. 適用

この仕様書は、原子力規制委員会 原子力規制庁（以下「規制庁」という。）が調達する上記の契約に関する仕様を規定するものである。

3. 概要

新知見データベースは原子力規制委員会技術情報システムを構成する情報システムとして運用されているが、現行のオペレーティングシステム（OS）のサポート終了によるOSの更新に伴い原子力規制委員会技術情報システムが用いるミドルウェアが更新される予定である。このため、これらの更新に対応できるように、新知見データベースを改修する。

本改修は、本年度に行う前半作業では、調査・システム環境の構築、設計、開発を行い、来年度に行う後半作業では、前半作業で作成した新知見データベースについて、機能確認テスト、運用を行う。本仕様書は、前半作業について記載する。

4. 実施内容

新知見データベースは、既往の地震、津波等に関する調査結果に基づいて蓄積した文献、情報及び要約を登録したデータベースであり、現在規制庁内に設置されている原子力規制委員会技術情報システムを構成する情報システムとして運用されている。原子力規制委員会技術情報システムが用いるミドルウェア（MW）は、今後オペレーティングシステム（OS）の更新に伴い更新される予定である。本事業は、これらの更新に対応できるように、新知見データベースを改修する。

実施項目は以下の〔1〕～〔4〕の4項目とし、各作業の実施内容を以降の各節に記載する。ただし、本仕様書で定めることができない細部については、規制庁担当者との協議の上設定する。

〔1〕 調査、システム環境の構築

〔2〕 設計

〔3〕 開発

〔4〕 成果報告書作成

なお、本仕様書の付録「新知見データベースの概要と構成」に現在稼働している新知見データベースについての解説を記載したので、下記4. 1から4. 4の実施項目の作業計画立案の前にその内容を確認すること。

4. 1 調査、システム環境の構築

(1) システム環境の分析と調査

現行の新知見データベース（以下、「現行データベース」という。）の構成について分析調査する。現行システムに用いられているハードウェア構成を表4. 1の左欄に

示す。現行データベースのソフトウェア構成を表 4.2 の左欄に示す。現行データベースのディスク容量の内訳を表 4.3 の左欄に示す。

現行データベースの開発経緯に関する資料や現行データベースのシステム環境を調査する。これらの調査することによって次に示す各種情報を把握することができる。

- ・ Web アプリケーションの設定、データ
- ・ PostgreSQL の設定、データ
- ・ データ登録ツールの設定、データ

なお、すでに別途現行データベースと同等の機能を調査済みの場合には、本作業を割愛することができる。

(2) 次期データベース環境の調査

OS や MW の更新後の原子力規制委員会技術情報システム（以下、「次期システム」という。）で稼働予定の本作業による改修を実施した後の新知見データベース（以下、「次期データベース」という。）のシステム環境の構成について調査する。次期システムで稼働する新知見データベースのシステム基本構成図は、付録の付図 1 の現行データベースの基本構成図と同等のものとする。ハードウェア構成は前述の表 4.1 の右欄のとおりである。ソフトウェア構成を表 4.2 の右欄に示す。

次期データベースで使用されるディスク容量の内訳を表 4.3 の右欄に示す。

利用端末の条件は、以下のとおりである。

- ・ OS は Windows 10
- ・ 使用ブラウザは Internet Explorer 11 以上とする。

また、対象データ、性能要件、セキュリティ要件は付録に示した現行データベースと同等であるので必要な調査を行う。

(3) 現行データベース検証環境の構築

現行データベースで使用している OS、MW を前述の表 4.2 の左欄を参照することにより、これらの OS、MW を使用できる現行データベースのシステム検証環境を請負業者のサーバ（以下、「請負業者検証環境」という。）において構築する。

なお、すでに別途現行データベースと同等の機能を確認済みの場合には、本作業を割愛することができる。

(4) 次期データベース検証環境の構築

次期データベースで使用予定の OS、MW を前述の表 4.2 の右欄を参照することにより、これらの OS、MW を使用できる次期データベースのシステム検証環境を請負業者検証環境において構築する。

(5) 現行データベースの機能確認

請負業者検証環境において構築した現行データベース検証環境において、現行データベース機能の動作を確認する。本作業は、以下の項目に関して実施する。

- a. データベース管理システム (PostgreSQL) データの確認
- b. Web アプリケーションの各機能の画面遷移、機能の確認
- c. Web アプリケーションの各機能のソースコード調査

- d. 文献情報の電子化方法の確認
- e. データ登録ツールの各機能の確認
- f. 現行システムの総合テスト

なお、すでに別途現行システムと同等の機能を確認済みの場合には、本作業を割愛することができる。

4. 2 設計

(1) 次期データベースの機能設計

次期システムで稼働する新知見データベースの各種機能を設計する。各機能は付録で示した機能要件に適合するものとする。

本作業は、以下の項目に関して実施する。

- a. データベースの設計
 - PostgreSQLにおけるテーブル設計
- b. Webアプリケーションの機能設計
 - (a) ログイン・ユーザ管理機能、(b) 文献検索に関わる機能、(c) 要約検索に関わる機能
- c. 文献情報の電子化方法の検討
 - (a) 文献を電子化する機能、(b) 電子化ファイルからのテキストの抽出
- d. 既存データの移行方法の検討
 - (a) 文献情報データ PDF、(b) データベースデータ
- e. データ登録ツールの機能の機能設計
 - (a) 文献データの分類をデータベースに登録する機能、(b) 文献データのテキストをデータベースに登録する機能、(c) 要約データをデータベースに登録する機能

4. 3 開発

(1) 現行データベースと同等機能の開発

本作業は、4. 2における設計内容に従い、次期データベースが次期システムで動作するよう次の項目に関して機能開発を行う。

- a. Webアプリケーションの開発
 - (a) ログイン・ユーザ管理機能、(b) 文献検索に関わる機能、(c) 要約検索に関わる機能
- b. 文献情報の電子化機能の開発
 - (a) 文献を電子化する機能、(b) 電子化ファイルからのテキストの抽出
- c. データ移行ツールの開発
 - (a) 文献情報データ PDF、(b) データベースデータ
- d. データ登録ツールの開発
 - (a) 文献データの分類をデータベースに登録する機能、(b) 文献データのテキストをデータベースに登録する機能、(c) 要約データをデータベースに登録する機能

データの移行においては「PostgreSQL」のバージョンによりデータ形式が異なる場合を考慮して、既存データを登録する。

(2) 単体テスト

本作業は、(1)で開発した次の項目に関して、請負業者検証環境の次期データベースのシステム検証環境において実施し動作機能を確認する。

- a. Web アプリケーションの単体テスト
 - (a) ログイン・ユーザ管理機能、(b) 文献検索に関わる機能、(c) 要約検索に関わる機能
- b. 文献情報の電子化機能の単体テスト
 - (a) 文献の電子化、(b) 電子化ファイルからのテキストの抽出
- c. データ移行ツールの単体テスト
 - (a) 文献情報データ PDF、(b) データベースデータ
- d. データ登録ツールの単体テスト
 - (a) 文献データの分類をデータベースに登録する機能、(b) 文献データのテキストをデータベースに登録する機能、(c) 要約データをデータベースに登録する機能

4. 4 成果報告書作成

(1) プロジェクト管理に係る資料作成及び打合せ

本業務を実施するに際して定期的に進捗状況を確認するために、確認作業に必要な資料を作成し打合せを実施する。

(2) 結果のまとめ

上記 4. 1 から 4. 3 の結果をまとめた成果報告書を 2 部作成するとともに、成果報告書の内容を電子データとして電子媒体に保存して 4 部を提出する。なお、成果報告書は、令和 3 年 2 月 26 日までにドラフト版を提出し、規制庁担当者による内容確認を経て、令和 3 年 3 月 26 日までに提出のこと。

表 4.1 新知見データベースについてのハードウェア構成
(現行データベース/次期データベース)

種類	現行データベース	次期データベース
CPU	3.09GHz (4プロセッサ)	同左
メモリ	16GB	同左
ディスク容量	2.5TB	同左

表 4.2 新知見データベースについてのソフトウェア構成
(現行データベース/次期データベース)

種類	現行データベース	次期データベース	
オペレーティングシステム(OS)	Windows Server 2012 R2	Windows Server 2019	
ミドルウェア (MW)	WEB サーバ	IIS 8.5 (※OS 標準搭載)	IIS 10.0 (※OS 標準搭載)
	データベース 管理システム	PostgreSQL 9.4	PostgreSQL 11.2
	言語	JavaScript	同左
		CSS	同左
		HTML	同左
		PHP 5.6	PHP 7.3
	C#など [データ登録ツールで使用]	同左	
データベース(DB)	WEB アプリケーション	WEB アプリケーション	
	データ登録ツール [開発済み]	データ登録ツール [新規開発]	
	データ移行ツール [開発済み]	データ移行ツール [新規開発]	

表 4.3 新知見データベースについてのディスク容量
(現行データベース/次期データベース)

種類	現行データベース	次期データベース
全容量	2.5TB	同左
C	500GB	同左
D	2TB	同左

5. 実施工程

本作業の実施工程を以下に示す。受注者は、これを参考に実施工程を検討し、規制庁の承認を受けること。

令和2年度作業工程表

	令和2年						令和3年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 調査、システム環境の構築									
② 設計									
③ 開発									
④ 成果報告書作成									

備考：

技術打合せ等：

作業の進捗状況を踏まえて実施内容を検討するため、定期的な技術打合せ（月に1回程度、令和3年3月は検収日の一週間前）を行う。

6. 履行期限

令和3年3月31日

7. 実施場所

受注者の作業場所及び規制庁内のSE室とする。

8. 提出書類及び納入品目

	提出書類	提出部数	提出期日
1	実施計画書（注1）	1	契約締結後速やかに提出し、規制庁の承認を受けること。変更時は改訂版を速やかに提出すること。
2	下請負届	1	契約締結後速やかに。該当しない場合は省略できる。
3	情報セキュリティに関する書面（注2）	1	契約締結後速やかに。
4	成果報告書（注3）	4（電子媒体） 2（紙媒体）	納入時
5	成果物（成果報告書電子媒体（Word、Excel）、本作業で作成・参照した調査資料、設計・開発資料、テスト資料、参考資料等及びこれらの資料の電子媒体（DVD等））	2	納入時
6	情報セキュリティ対策報告書	1	納入時
7	完了届	1	納入時

注1) 実施計画書の要求事項は10.によるものとする。

注2) 情報セキュリティに関する書面の要求事項は13.によるものとする。

注3) 成果報告書の電子媒体には、成果報告書資料のPDFデータのみを格納すること。なお、成果報告書の表示等については原子力規制庁が指定するフォーマットで提出すること。

9. 納入場所

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤グループ
地震・津波研究部門
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル15F

10. 実施計画書

実施計画書には最小限、以下の内容を記載すること。

(1) 実施内容

実施項目ごとに過不足なく計画を立案し、「作業の流れ」を示すこと。

(2) 実施体制

本作業を統括する実施責任者と、業務管理責任者及び技術管理責任者の役職、指名を明示した実施体制図を示すこと。

ただし、「業務管理責任者」と「技術管理責任者」の兼務を行ってはならない。

- ・実施責任者は本作業の遂行にあたり十分な実務能力及びマネジメント能力を有し、本作業を統括する立場にある者とする。
- ・実施体制には必ず本件に精通した経験豊富なスタッフを含めること。また、2人以上の直接の担当者を定め、支障なく業務が遂行できるようにすること。
- ・あらかじめ下請負者が決まっている場合は、下請負者名及びその発注業務内容を含めて記載すること。ただし、金50万円未満の下請負業務、印刷費、会場借料、翻訳費及びその他これに類するものを除く。

(3) 品質管理体制

社内の品質管理体制図及びその説明を示すこと。その中では、品質管理部門と本作業の実施部門とが独立していることを明示すること。また、本作業にかかわる品質管理の具体的な方法（本作業に関する具体的なチェック項目及びチェックの方法等）を示すこと。

(4) 担当者の技術能力

業務に従事する者の技術能力を明確にすること。

(5) 工程管理

実施項目ごとに無理のない計画を立て、実施工程表を示すこと。

1.1. 無償貸与品等

- ・「平成29年度 地震・津波等の新知見データベースの改修」技術資料
- なお、無償貸与品は、本作業終了後速やかに返却するものとする。

1.2. 検収条件

本仕様書に記載の内容を満足し、8.に記載の提出書類及び納入品目が全て提出されていることが確認されたことをもって検収とする。

1.3. 情報セキュリティの確保

受注者（請負者）は、以下の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受注者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について規制庁担当者に書面で提出すること。
- (2) 受注者は、規制庁担当者から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性を格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講じること。

- (3) また、本業務において受託者が作成する情報については、規制庁担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (4) 受注者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて規制庁担当者の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (5) 受注者は、規制庁担当者から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において受注者が作成した情報についても、規制庁担当者からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (6) 受注者は、本業務の終了時に、業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

<https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf>

1 4. その他

- (1) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により実施し難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、規制庁担当者と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (2) 作業実施者は、規制庁担当者と日本語で円滑なコミュニケーションが可能で、かつ良好な関係が保てること。
- (3) 業務上不明な事項が生じた場合は、規制庁担当者に確認の上、その指示に従うこと。
- (4) 常に、規制庁担当者との緊密な連絡・協力関係の保持及び十分な支援を提供すること。
- (5) 本調達において納品される成果物の著作権は、検収合格が完了した時点で、当庁に移転する。受注者は、成果物の作成に当たり、第三者の工業所有権又はノウハウを実施・使用するときは、その実施・使用に対する一切の責任を負う。
- (6) 成果物納入後に受注者の責めによる不備が発見された場合には、受注者は、無償で速やかに必要な措置を講ずること。

(以上)

付録 新発見データベースの概要と構成

(1) 新発見データベースの概要

現在稼働している原子力規制委員会技術情報システムにおける新発見データベースのシステム基本構成図を付図 1 に示す。

新発見データベースは、Web アプリケーション、データ登録ツール、データベース管理システム及び文献ファイル (PDF ファイル) から構成される。データベース管理システムには文献データと要約データが格納されている。

利用者は、庁内イントラネットである原子力規制委員会技術情報システムを介して、新発見データベース (DB) の Web アプリケーションに接続し、次に示すような検索、閲覧をすることができる。

- (a) Web アプリケーションを利用して、地震、津波を対象とする外部事象及びこれらの外部事象の発生に伴う原子力施設への影響に関する文献、情報、及びその中で有用な文献、情報について作成した要約を蓄積したデータベースを検索して内容を参照する。
- (b) 閲覧条件にしたがって検索可能な文献ファイルをクリックすることにより、ファイル内容を閲覧することができる。閲覧条件として、閲覧可、公開予定日から閲覧可、閲覧不可の 3 種類を設定している。

付図 2 に新発見データベース Web アプリケーション画面-新発見データ検索-の例を示す。

(2) 新発見データベースのシステムの構成

原子力規制委員会技術情報システムにおける新発見データベースのシステム配置を付図 3 に示す。新発見データベースは拡張基盤環境上に設置されている。新発見データベースに用いられているハードウェア構成を付表 1 に、ソフトウェア構成を付表 2 に、ディスク容量の内訳を付表 3 に示す。なお、付表 1～付表 3 で、現在稼働している現行の新発見データベースを「現行データベース」という。

① 新発見データベースの機能

新発見データベースにおける Web アプリケーションの機能、文献情報の電子化機能、既存データ移行ツール機能及びデータ登録ツール機能に関する機能一覧を付表 4 に示す。

② データベースの構成

新発見データベースでは、リレーショナルデータベース管理システム PostgreSQL をが使用されており、データベース用のテーブルは、文献情報、要約情報、閲覧情報、ユーザ情報、年マスタ、ランクマスタ、分野マスタ、小分類マスタから構成される。各テーブルのデータ定義を付表 5～付表 7 に示す。

(3) Web アプリケーションの機能構成

Web アプリケーションはデータベース利用者が使用し、文献検索や要約検索を可能にするものである。Web アプリケーションは、ログイン・ユーザ管理機能、文献検索に関わる機能、要約検索に関わる機能から構成される。

各機能の図面の定義一覧を付表 8 に示す。

ログイン画面の仕様を付図 4 に示す。

メニュー画面の仕様を付図 5 に示す。

要約検索画面の仕様を付図 6 に示す。

(4) 文献情報の電子化方法

新規文献をデータベースに登録する場合、文献情報を電子化する必要がある。新知見データベースでは、登録する文献情報（著者名、雑誌名、題名等を含む）が記載された Excel ファイルを本システムへデータ登録できる形式の CSV ファイルへ変換する機能をもつ設計としている。また、文献から全文検索を行うために、文献の PDF ファイルをテキストファイルへ変換する機能をもつ設計としている。

インターフェース一覧を付表 9 に、各 CSV ファイル項目定義を付表 10～付表 14 に示す。

(5) データ登録ツールの機能

新たに収集した文献、情報及び作成した要約は、現行システムに登録する必要がある。

データ登録ツールは、登録用 CSV と現行システム環境のデータ管理システム (PostgreSQL) を繋ぐ機能としての役割を行う機能である。CSV ファイルを読み込み込み PostgreSQL にデータを登録する。

文献情報、要約情報、マスタ情報（ユーザ、ランク、分野、出版社、雑誌名）を含むデータ項目を付表 15 のように定義する。

登録用 CSV 一覧を付表 16 に示し、データ登録ツールの機能仕様を付表 17 に示す。

(6) 新知見データベースの利用条件等

利用端末の条件、性能要件、セキュリティ要件は以下のとおりである。

a. 利用端末の条件

OS は Windows 7、Windows 8、Windows 10 とし、使用ブラウザは Internet Explorer 8 以上である。

b. 対象データ

対象データは以下の分類にしたがって処理する。

- ・対象分野の分類：活断層、地震・地震動、津波

c. 性能要件

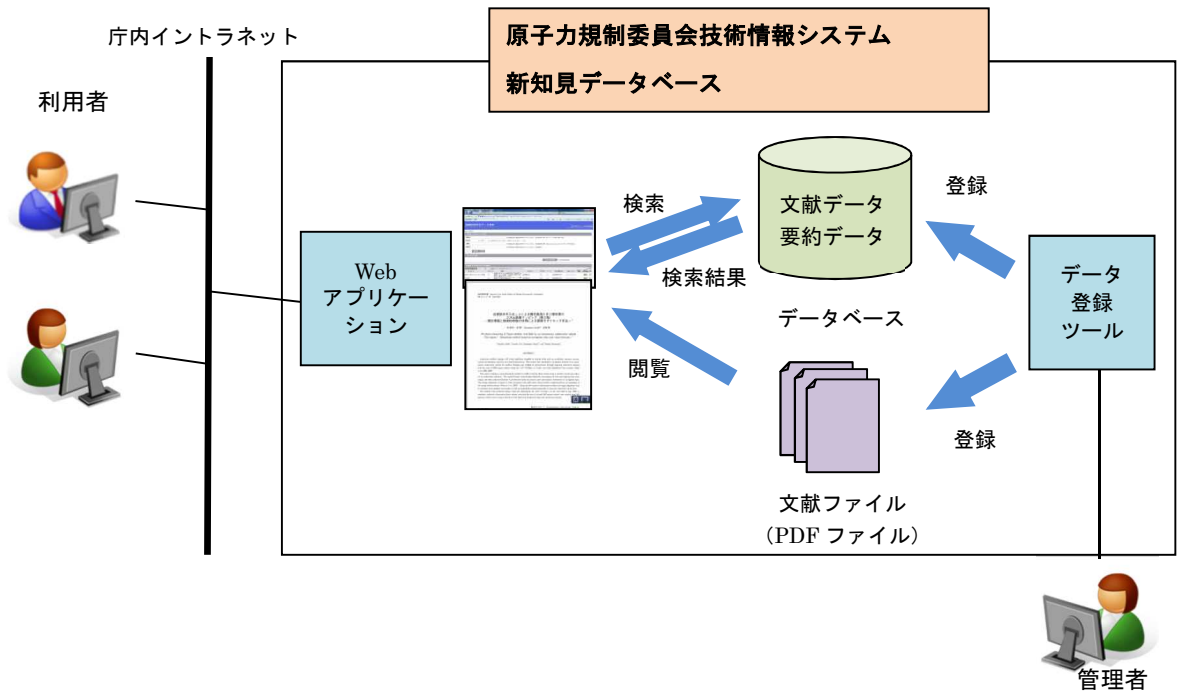
- ・文献データは 5 万件～10 万件を処理できること。

- ・要約データは5千件～1万件を処理できること。
- ・文献データ、要約データ共に全文検索が可能であること。

d. セキュリティ要件に係る対応

本データベースにおいて対応が必要なセキュリティ要件を以下に示す。

- ・サーバへのアクセスは特定場所にある端末からのアクセスしか認められていないので、メンテナンス時も特定場所にて実施する必要がある。
- ・指定されたユーザが閲覧できるように認証機能、アクセス権限を設定できること。
- ・一般に公開されている文献については本データベースにアクセスできる利用者は誰でも閲覧可とするが、閲覧が制限されている文献については閲覧できる利用者を制限すること。
- ・本データベースへのアクセスに対して、ログを記録できること。
- ・Webアプリケーションへの不正な操作に対して標準的な対策を実施すること。(SQLインジェクション、クロスサイトスクリプティング、Zombie Loadなどへの対策)
- ・ウイルス対策については、原子力規制委員会技術情報システムにおいて規定していることを遵守すること。

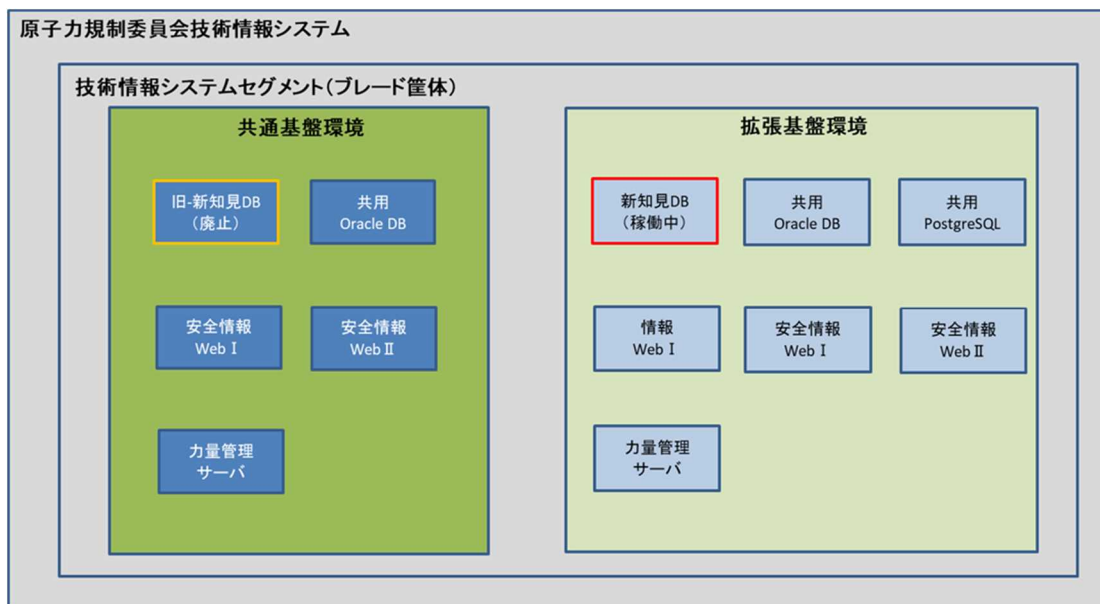


付図1 原子力規制委員会技術情報システム新知見データベースのシステム基本構成図

The screenshot shows the 'New Knowledge Database Search' web application interface. The search results table is as follows:

著者名	発行年	題名	雑誌名	巻(号)	ページ	発行出版社名	閲覧可/不可	資料の有無	文献詳細
Takashi Kumamoto, Masatoshi Fujita, Hideaki Goto, Takashi Nakata	2016	Examination of the Correlation Between Tectonic Landforms and Shallow Subsurface Structural Databases for the Estimation of Seismic Source Faults	(Springer) Earthquakes, Tsunamis and Nuclear Risks		pp.3-30		閲覧可		詳細
Takashi Kumamoto, Kozo Onishi, Yoko Futagami, Mark W. Stirling	2016	Multiple Regression Analysis for Estimating Earthquake Magnitude as a Function of Fault Length and Recurrence Interval	(Springer) Earthquakes, Tsunamis and Nuclear Risks		pp.43-53		閲覧可		詳細
Hideaki Goto	2016	Extensive Area of Topographic Anaglypts Covering Inland and Seafloor Derived Using a Detailed Digital Elevation Model for Identifying Broad Tectonic Deformations	(Springer) Earthquakes, Tsunamis and Nuclear Risks		pp.65-74		閲覧可		詳細
Takashi Kumamoto, Masataka Tsukada, Masatoshi Fujita	2016	Multivariate Statistical Analysis for Seismotectonic Provinces Using Earthquakes, Active Faults, and Crustal Structure Datasets	(Springer) Earthquakes, Tsunamis and Nuclear Risks		pp.31-41		閲覧可	○	詳細
坂田浪華	2016	東海海溝・南海海溝の地震について	月刊地学	38	pp.83-91		閲覧可		詳細
三津良文, 小菅晋, 浜田政利, 福江正治, 北原達弘, 中村隆祐	2016	広域島の震央とその原因へのアプローチ	月刊地学	38	pp.111-122		閲覧可		詳細
Rami Ibrahim, Hongzhan Si, Kazuki Koketsu, Hisae Miyake	2016	Long-Period Ground-Motion Prediction Equations for Moment Magnitude Estimation of Large Earthquakes in Japan	Bulletin of the Seismological Society of America	106(1)	pp.54-72		閲覧可		詳細
G. Lanzano, M. D'Amico, C. Felcetta, R. Pugliese, L. Luzi, F. Pacor, D. Bindi	2016	Region-Specific Probabilistic Seismic-Hazard Analysis	Bulletin of the Seismological Society of America	106(1)	pp.73-92		閲覧可	○	詳細
David M. Boore	2016	Determining Generic Velocity and Density Models for Crustal Amplification Calculations, with an Update of the Boore and Joyner (1997) Generic Site Amplification for Vs[2] = 750 m/s	Bulletin of the Seismological Society of America	106(1)	pp.313-320		閲覧可	○	詳細
Naoaki Uchida, Takashi Inamura, Robert M. Nadeau, Roland Brgmann, Ryohei Hino, Yukitaka Fukahata, Mitsuhito Yatsuura	2016	Periodic slow slip triggers megathrust zone earthquakes in northeastern Japan	Science	351(6272)	pp.488-492		閲覧可	○	詳細
		Deformation of island-arc lithosphere due to steady plate subduction	Geophysical Journal International	204(2)	pp.825-840		閲覧可		詳細

付図2 新知見データベース Web アプリケーション画面-新知見データ検索-の例



付図3 新見データベースのシステム配置

付表1 新見データベースに用いられているハードウェア構成

種類	現行データベース
CPU	3.05GHz (4プロセッサ)
メモリ	16GB
ディスク容量	2.5TB

付表2 新発見データベースに用いられているソフトウェア構成

種類		現行データベース環境
オペレーティングシステム (OS)		Windows Server 2012 R2
ミドルウェア (MW)	WEB サーバ	IIS 8.5 (※OS 標準搭載)
	データベース 管理システム	PostgreSQL 9.4
	言語	JavaScript
		CSS
		HTML
		PHP 5.6
	C# など [データ登録ツールで使用]	
新発見データベース		WEB アプリケーション
		データ登録ツール
		データ移行ツール

付表3 新発見データベースに用いられているディスク容量の内訳

種類	現行データベース環境
全容量	2.5TB
C	500GB
D	2TB

付表 4 新知見データベースの機能一覧

項番	機能名	概要
1	WEB アプリケーション機能	文献データおよび要約データを検索、閲覧できる WEB システム
2	ログイン・ユーザ管理機能	指定されたユーザが閲覧できるように、ID/パスワード方式によるログインする機能 文献検索画面、要約画面へ遷移する機能 利用者を登録する機能 利用者のパスワードを変更する機能 認証機能、メニュー機能、管理機能
3	文献検索機能	文献データを検索する機能 文献 PDF を参照する機能 文献の詳細情報を確認する機能 文献を閲覧制限する機能
4	要約検索機能	要約データを検索する機能 文献 PDF を参照する機能 要約の詳細情報を確認する機能 文献を閲覧制限に合わせて要約を閲覧制限する機能
5	文献情報電子化機能	文献情報をデータとして登録できるデータへ変換する機能
6	登録用 CSV ファイル生成機能	文献情報の一覧 Excel から CSV ファイルを生成する機能
7	全文テキスト抽出機能	文献 PDF からテキスト情報を抽出する機能
8	データ移行ツール機能	PostgreSQL データから登録用 CSV を生成する機能
9	現行統合基盤データ抽出機能	PostgreSQL データを抽出して登録用 CSV に変換する機能
11	データ登録ツール機能	文献データおよび要約データを登録するためのツール
12	文献情報登録機能	文献情報を登録するための機能
13	要約情報登録機能	要約情報を登録するための機能
14	分類情報登録機能	分類情報を登録するための機能

付票5 データ定義表 (その1)

項番	テーブル名	データ項目名	型	サイズ
1	(t_literature)	文献 ID	serial	
2		著者名	varchar	255
3		題名	varchar	255
4		発行年	varchar	4
5		雑誌 ID	varchar	5
6		巻	varchar	16
7		号	varchar	16
8		ページ	varchar	16
9		ファイル名	varchar	64
10		全文テキスト	text	
11		文献コメント	text	
12		登録者	varchar	16
13		登録日付	timestamp	
14		更新者	varchar	16
15		更新日付	timestamp	
16		削除フラグ	varchar	1
17	(t_abstract)	要約 ID	serial	
18		管理番号	varchar	8
19		要約	text	
20		キーワード	varchar	255
21		報告年度	varchar	4
22		分野 ID	varchar	5
23		新知見の可能性判断 (ランク ID)	varchar	2
24		新知見の可能性判断コメント	varchar	255
25		新知見の要否判断 (ランク ID)	varchar	2
26		新知見の要否判断コメント	varchar	255
27		備考	varchar	8
28		新知見情報	text	
29		要約コメント	text	
30		登録者	varchar	16
31		登録日付	timestamp	
32		更新者	varchar	16
33		更新日付	timestamp	
34		削除フラグ	varchar	1

付表6 データ定義表 (その2)

項番	テーブル名	データ項目名	型	サイズ
35	(t_reading_period)	文庫閲覧 ID	serial	
36		閲覧期間 FROM	date	
37		閲覧期間 TO	date	
38		登録者	varchar	16
39		登録日付	timestamp	
40		更新者	varchar	16
41		更新日付	timestamp	
42		削除フラグ	varchar	1
43	(t_user)	ユーザ ID	serial	
44		login ID	varchar	64
45		パスワード	varchar	64
46		ユーザ名	varchar	64
47		メールアドレス	varchar	64
48		パスワード有効期限	varchar	64
49		権限 ID	varchar	2
50		所属 ID	varchar	5
51		会社 ID	varchar	5
52		登録者	varchar	16
53		登録日付	timestamp	
54		更新者	varchar	16
55		更新日付	timestamp	
56		削除フラグ	varchar	1

付表7 データ定義表 (その3)


項番	テーブル名	データ項目名	型	サイズ
57	年マスタ	西暦	varchar	4
58	(m_year)	和暦	varchar	16
59	ランクマスタ	ランク ID	varchar	2
60	(m_rank)	ランク名称	varchar	64
61	分野マスタ	分野 ID	varchar	5
62	(m_category)	分野名称	varchar	64
63	小分類1マスタ	小分類1 ID	varchar	5
64	(m_sub_category1)	小分類1名称	varchar	64
65	小分類2マスタ	小分類2 ID	varchar	5
66	(m_sub_category2)	小分類2名称	varchar	64
67	雑誌マスタ	雑誌 ID	varchar	5
68	(m_journal)	雑誌名	varchar	255
69		発行出版社 (日本語) (英語)	varchar	255
70	所属マスタ	所属 ID	varchar	5
71	(m_department)	所属名称	varchar	64
72	会社マスタ	会社 ID	varchar	5
73	(m_company)	会社名称	varchar	64
74	権限マスタ	権限 ID	varchar	2
75	(m_authority)	権限名称	varchar	64

付表 8 図面一覧

項番	画面名	概要
1	WEB アプリケーション機能	文献データおよび要約データを検索、閲覧できる WEB システム
2	ログイン・ユーザ管理機能	ログイン画面
3		メニュー画面
4		ユーザー一覧画面
5		ユーザ情報登録画面
6		ユーザ情報編集画面
7		パスワード変更画面
8		文献検索に関わる機能
9	文献詳細画面	
10	要約検索に関わる機能	要約検索画面
11		要約詳細画面

原子力規制委員会
Nuclear Regulation Authority

耐震・耐津波新知見データベース

 当コンテンツをご利用いただくには、メールアドレスとパスワードが必要となります。下記フォームよりログインしてください。

メールアドレス

パスワード

 ログイン

※パスワードがわからない場合は
管理者 にお問い合わせください。

付図 4 ログイン画面



付図5 メニュー画面

管理番号	報告年度	分野	小分類	著者名	題名	文献誌名	キーワード	閲覧可/不可	要約
09-149	平成20年	東北地方太平洋沖地震以外: 海嘯		Takashi Kumamoto, Masataka Tsukada, Masatoshi Fujita	Multivariate Statistical Analysis for Seismotectonic Provinces Using Earthquake, Active Faults, and Crustal Structure Datasets	(Springer) Earthquakes, Tsunamis and Nuclear Risks () pp.31-41	地震地帯構造区分, 主軸分析, クラスタ分析	閲覧可	要約
10-139	平成20年	東北地方太平洋沖地震以外: 地震, 地盤動		G. Lanzano, M. D'Amico, C. Feliciotti, G. Puglia, L. Lusi, F. Pacor, D. Bindi	Ground-Motion Prediction Equations for Region-Specific Probabilistic Seismic-Hazard Analysis	Bulletin of the Seismological Society of America 106(1) pp.72-92	地震動予測式, 不確実性, 特定地域, 地震ハザード解析	閲覧可	要約
10-140	平成20年	東北地方太平洋沖地震以外: 地震, 地盤動		David M. Boore	Determining Generic Velocity and Density Models for Crustal Amplification Calculations: with an Update of the Boore and Joyner (1997) Generic Site Amplification for $V_{s2} = 760$ m/s	Bulletin of the Seismological Society of America 106(1) pp.313-320	地震増幅, 深層依存モデル, 速度構造, 減衰, 密度	閲覧可	要約
10-144	平成20年	東北地方太平洋沖地震以外: 地震, 地盤動		Naoki Lichida, Takeshi Inuma, Robert M. Nadeau, Roland Brgmann, Ryota Hino	Periodic slow slip triggers megathrust zone earthquakes in northeastern Japan	Science 351(6272) pp.488-492	スロースリップ, 周期性, 沈み込み帯, スラック	閲覧可	要約
10-147	平成20年	東北地方太平洋沖地震以外: 地震, 地盤動		Azatoshi Petalihin, Ken Miyakoshi, Masato Tsunugi, Hiroshi Kawase, Kazuhiro Kamae	Visualization of Green's function anomalies for megathrust sources in Nankai Trough by reciprocity method	Earth, Planets and Space 68(4) pp.1-18	南海トラフ, グリーン関数, シミュレーション, 複雑長周期地震動, アスペリティ, 地震動生成域, 断層源区	閲覧可	要約
10-071	平成20年	東北地方太平洋沖地震以外: 地震, 地盤動		堀一男, 小穴直子, 森宮正孝, 奥典章	内陸の長半経を長さや幅が異なるセグメントに分けた場合の地震動予測のための観音ラメータ設定手順	Bulletin of the Seismological Society of America 106(1) pp.204-212	陸すべ断層, 運動観測, ステップオーバー, クローン応力	閲覧可	要約
02-013	平成20年	東北地方太平洋沖地震: 海溝型地震		Gou Fujie, Shuichi Kodera, Takashi Sato, Tsutomu Takahashi	Along-trench variations in the seismic structure of the incoming Pacific plate at the outer rise of the northern Japan Trench	Geophysical Research Letters 43(2) pp.666-673	海洋プレート, 水圏連, アクワライズ, 日本海溝	閲覧可	要約
13-009	平成20年	建物・構造物		五十嵐さやか, 坂本成弘, 西田明英, 村松隆, 高田朝士	震源特性の不確実性が地震動記録や建物応答に及ぼす影響	日本建築学会構造系論文集 91() pp.423-435	日本原子力学会2016年度の年会論文	閲覧可	要約
14-24a	平成20年	観音・観音系		三浦弘道, 小倉亮規, 内田剛志, 亀子清生, 村松隆, 幸田仁	地震PRAIにおける多層地盤超回率の評価手法の検討 (1)評価手法の検討	日本建築学会構造系論文集 92(3) pp.213		閲覧可	要約

付図6 要約検索画面

付表9 インターフェース一覧

項番	ファイル種類	備考
1	文献検索結果 CSV	文献検索結果を CSV 出力
2	要約検索結果 CSV	要約検索結果を CSV 出力
3	文献登録用 CSV	データ登録用 CSV
4	要約登録用 CSV	データ登録用 CSV
5	出版社雑誌名登録用 CSV	データ登録用 CSV

付表10 文献検索結果 CSV

項番	データ項目名	サイズ
1	No	11
2	著者名	255
3	発行年	4
4	題名	255
5	雑誌名	255
6	巻(号)	36
7	ページ	16
8	発行出版社	255

付表11 要約検索結果 CSV

項番	データ項目名	サイズ
1	No	11
2	著者名	255
3	報告年度	16
4	分野	64
5	著者名	255
6	題名	255
7	雑誌名(出版社)	255
8	キーワード	255
9	新知見可能性判断	64

付表 12 文献登録用 CSV

項番	データ項目名	サイズ
1	著者名	255
2	発行年	4
3	題名	255
4	雑誌名	255
5	巻	16
6	号	16
7	ページ	16
8	発行出版社	255
9	ファイル名	64
10	文献コメント	制限なし
11	閲覧期間 FROM	制限なし
12	閲覧期間 TO	制限なし

付表 13 要約登録用 CSV

項番	データ項目名	サイズ
1	管理番号	8
2	報告年度	4
3	分野	5
4	要約	制限なし
5	キーワード	255
6	ファイル名	64
7	新知見可能性判断	2
8	新知見可能性判断コメント	255
9	新知見の要否判断	2
10	新知見の要否判断コメント	255
11	備考	255
12	新知見情報	制限なし
13	要約コメント	制限なし

付表 14 出版者雑誌名登録用 CSV

項番	データ項目名	サイズ
1	雑誌名	255
2	発行出版社	255

付表 15 PostgreSQL テーブル定義

項番	エンティティ名	エンティティ名	データ項目名	データ項目名	PostgreSQL					例	
					型	NULL	KEY	default			
1	文献情報	t_literature	文献ID	literature_id	serial	NO		auto_increment	117920		
2			文献番号	literature_no	varchar	16	YES				
3			著者名	author	varchar	255	YES				渡辺英典, 宇賀田健, 大内内隆雄, 梅木秀人
4			題名	title	varchar	255	YES				電子力種別PC床スラブの室内じんじん性汚染に関する実証研究
5			発行年	publish_year	varchar	4	YES				2016
6			雑誌ID	journal_id	varchar	5	YES				12345
7			巻	volume	varchar	16	YES				81
8			号	issue	varchar	16	YES				723
9			ページ	page	varchar	16	YES				1-10
10			ファイル名	pdf_name	varchar	64	YES				J20161901630
11			全文テキスト	text	text		YES	MUL			※全文の全文
12			文献コメント	comment	text		YES				
13			登録者	regist_name	varchar	16	YES				OVO
14			登録日付	regist_ymd	timestamp		NO		current_timestamp		2017/03/22 20:48:26
15			更新者	update_name	varchar	16	YES				OVO
16			更新日付	update_time	timestamp		NO		current_timestamp		2017/03/22 20:48:26
17			削除フラグ	delete_flag	varchar	1	NO			0	0
18	要約情報	t_abstract	要約ID	abstract_id	serial	NO	PRI	auto_increment	8624		
19			参照番号	reference_no	varchar	8	YES				18-10
20			要約	abstract	text		YES	MUL			※要約
21			キーワード	keyword	varchar	255	YES				
22			報告年度	report_year	varchar	4	YES				2016
23			分野ID	category_id	varchar	5	YES				13
24			小分類1ID	sub_category1_id	varchar	5	YES				1
25			小分類2ID	sub_category2_id	varchar	5	YES				2
26			新発見の可能性判断(フラグID)	new_aspect_possibility	varchar	2	YES				1
27			新発見の可能性判断コメント	new_aspect_possibility_comment	varchar	255	YES				
28			新発見の必要性判断	new_aspect_necessity	varchar	2	YES				
29			新発見の必要性判断コメント	new_aspect_possibility_comment	varchar	255	YES				
30			備考	remarks	varchar	255	YES				
31			新発見情報	new_aspect	text		YES				
32			文献コメント	comment	text		YES				
33			登録者	regist_name	varchar	16	YES				OVO
34			登録日付	regist_ymd	timestamp		NO		current_timestamp		2017/03/22 20:48:26
35	更新者	update_name	varchar	16	YES				OVO		
36	更新日付	update_time	timestamp		NO		current_timestamp		2017/03/22 20:48:26		
37	削除フラグ	delete_flag	varchar	1	NO			0	0		
38	閲覧期間情報	t_reading_period	閲覧期間ID	browse_id	serial	NO	PRI	auto_increment	6392		
39			閲覧期間FROM	browse_term_from	date		YES				2017/07/01
40			閲覧期間TO	browse_term_to	date		YES				2018/03/31
41			登録者	regist_name	varchar	16	YES				OVO
42			登録日付	regist_ymd	timestamp		NO		current_timestamp		2017/03/22 20:48:26
43			更新者	update_name	varchar	16	YES				OVO
44			更新日付	update_time	timestamp		NO		current_timestamp		2017/03/22 20:48:26
45	削除フラグ	delete_flag	varchar	1	NO			0	0		
46	ユーザ情報	t_user	ユーザID	user_id	serial	NO	PRI	auto_increment	4		
47			login ID	login_id	varchar	64	YES				admin@nrr.go.jp
48			パスワード	password	varchar	64	YES				f70221f6d89396c019116ef359e08
49			ユーザ名	user_name	varchar	64	YES				管理者
50			メールアドレス	mail_address	varchar	64	YES				admin@nrr.go.jp
51			パスワード再入力確認	password_to	varchar	64	YES				2018-12-31
52			権限ID	authority_id	varchar	2	YES				1
53			所属ID	department_id	varchar	5	YES				1
54			会社ID	company_id	varchar	5	YES				1
55			登録者	regist_name	varchar	16	YES				OVO
56	登録日付	regist_ymd	timestamp		NO		current_timestamp		2017/03/22 20:48:26		
57	更新者	update_name	varchar	16	YES				OVO		
58	更新日付	update_time	timestamp		NO		current_timestamp		2017/03/22 20:48:26		
59	削除フラグ	delete_flag	varchar	1	NO			0	0		
60	年マスタ	m_year	西暦	year_id	varchar	4	NO	PRI	0	2016	
61			和暦	year_value	varchar	16	YES				平成28年
62	ランクマスタ	m_rank	ランクID	rank_id	varchar	2	NO	PRI	2	1	
63			ランク名称	rank_name	varchar	8	YES				13
64	分野マスタ	m_category	分野ID	category_id	varchar	5	NO	PRI	1	1	
65			分野名称	category_name	varchar	64	YES				建物・構築物
66	小分類1マスタ	m_sub_category1	小分類1ID	sub_category1_id	varchar	5	NO	PRI	1	1	
67			小分類1名称	sub_category1_name	varchar	64	YES				観測
68	小分類2マスタ	m_sub_category2	小分類2ID	sub_category2_id	varchar	5	NO	PRI	2	2	
69			小分類2名称	sub_category2_name	varchar	64	YES				観測装置
70	雑誌マスタ	m_journal	雑誌ID	journal_id	varchar	5	NO	PRI	1	12345	
71			雑誌名	journal_value	varchar	255	YES				日本建築学会論文集(構造系)
72	所属マスタ	m_department	発行出版者(日本語)(英語)	publisher	varchar	255	YES			日本建築学会	
73			所属ID	department_id	varchar	5	NO	PRI			1
74	会社マスタ	m_company	所属名称	department_name	varchar	64	YES			長官官務安全技術管理官(検査)専任担当/IT	
75			会社ID	company_id	varchar	5	NO	PRI			1
76	権限マスタ	m_authority	会社名称	company_name	varchar	64	YES			電子力種別IT	
77			権限ID	authority_id	varchar	2	NO				1
78	文献・閲覧関連テーブル	t_literature__reading_period	権限名称	authority_name	varchar	64	YES	PRI		管理者	
79			文献ID	literature_id	integer		NO				117920
80	文献・要約関連テーブル	t_literature__abstract	閲覧期間ID	browse_bunken_id	integer		NO			892	
81			文献ID	literature_id	integer		NO				117920
82	要約ID	abstract_id	integer		NO				8624		

付表 16 登録用 CSV 一覧

項番	ファイル種類	備考
1	文献登録用 CSV	文献情報を登録するためのデータ登録用 CSV
2	要約登録用 CSV	要約情報を登録するためのデータ登録用 CSV
3	出版社雑誌名登録用 CSV	分類情報（出版社・雑誌名）を登録するためのデータ登録用 CSV

付表 17 データ登録ツールの機能仕様

項番	機能名	概要
1	データ登録ツール機能	文献データおよび要約データを登録するためのツール
2	文献情報登録機能	文献情報を登録するための機能
3	要約情報登録機能	要約情報を登録するための機能
4	分類情報登録機能	分類情報を登録するための機能

入札適合条件

「令和 2 年度地震・津波等の新知見データベースの改修」を実施するにあたり、以下の条件を満たすこと。

- (1) 令和 0 1 ・ 0 2 ・ 0 3 年度（平成 3 1 ・ 3 2 ・ 3 3 年度）環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

（競争参加資格通知書の写しを提出）

- (2) 担当者が、原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）の担当職員と日本語による意思の疎通ができること。
- (3) 実施責任者が所属する組織・部門が、一般財団法人 日本情報経済社会推進協会又は海外の認定機関により認定された審査登録機関により情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を受けていること。もし、認証を受けていない場合には、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。

（ISMS の認証の写し、又は社内標準等の写しを提出）

- (4) 本作業の遂行に際して、以下に該当しないことを明記すること。なお、受注者が業務の一部を外注する場合にも外注先（下請負先）に対して同様の考え方の適用を求めるものとする。
 - (a) 原子炉等規制法の規制対象となる者（原子炉設置者、原子力に係る加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業者並びに保安規定を定める核燃料物質使用者）（ただし、原子力規制委員会が一部共管する独立行政法人が受注者となり、共管範囲の業務を行う場合は除く）
 - (b) 原子炉等規制法の許認可対象となる設備の開発、設計及び製造に関わる事業者
 - (c) (a) 及び (b) 者の子会社（親会社の出資比率が 50% を超える被支配会社）又は団体（運営費の過半を得ている団体又は構成員の過半数が (a) 及び (b) の者である団体）
 - (d) 同時期に同一内容の業務を (a) から (c) の者から受注した者（ただし、原子力規制委員会が一部共管する独立行政法人が受注者となり、共管範囲の業務を行う場合において、当該業務を行う部門と別の部門が同一内容の業務を (a) から (c) の者から受注する場合は除く）
- (5) 地震、津波に関する文献、情報をデータベース化して整理する業務を行う技術力を示すとともに、対象とする文献、情報データの整理に精通した情報システム技術者の参画を示すこと。なお、技術力を実績で示す場合には、添付資料に対象とする文献、情

報データベースの整理に関わる作業実績 1 件について、下記の事項を記すこと。ここに、作業実績については文献、情報データベースへ蓄積したデータ件数が 1 万件以上に該当するものであり、かつ適切なキーワードで全文検索できる機能を有するものであること。また、文献、情報データベースの整理に精通した情報システム技術者が参画することを、下記(8)で述べる実施体制に明記すること。

- ① 作業名称（固有名称を除く）
 - ② 発注者の区分（国／地方公共団体／民間会社）
 - ③ 実施年度
 - ④ 作業概要及びデータベースに蓄積したデータ件数（公開できる範囲に限る）
- (6) 文献、情報データベースの情報処理システムの改修に関わる業務を行う技術力を示すとともに、対象とするシステムの改修作業に精通した情報システム技術者の参画を示すこと。なお、技術力を実績で示す場合には、添付資料に、文献、情報データベースの情報処理システムの改修に関わる作業実績 1 件について、下記の事項を記すこと。情報処理システムは、オペレーティングシステム（OS）、WEB サーバ、データベース管理システム、言語の構成として、OS は Windows Server 2012 R2 以降のバージョン、WEB サーバは IIS8.5 以降のバージョン、データベース管理システムは PostgreSQL9.4 以降のバージョンとし、言語については PHP5.6 以降のバージョンを使用した改修作業とする。さらに、上記の精通した情報システム技術者が参画することを、下記(8)で述べる実施体制に明記すること。
- ① 作業名称（固有名称を除く）
 - ② 発注者の区分（国／地方公共団体／民間会社）
 - ③ 実施年度
 - ④ 作業概要及び作業規模（公開できる範囲に限る）
- (7) 作業内容に関して、下記の事項を記した資料を添付すること。
- (a) 納期内の作業配分に無理のない作業スケジュールを立て、示すこと。
 - (b) 実施項目ごとに過不足なく計画を立案し、「作業の流れ」を示すこと。
 - (c) 実施項目ごとに、付表-1 に示す各技術者区分に該当する担当者の作業量(人日数)を、その算出根拠とともに示すこと。ただし、担当者は付表-1 に示すいずれかの技術者区分に必ず該当するものとする。
 - (d) 各担当者の月別作業量（人日数）を示すこと。
- (8) 実施体制に関して、下記の事項を記した資料を添付すること。
- (a) 本作業を統括する実施責任者と、業務管理及び技術管理の体制を示すこと。ただし、「業務管理責任者」と「技術管理責任者」の兼務を行ってはならない。なお、体制において実務作業を担当する者の実名は記載せず、記号で示すこと。上記(5)、(6)で求める“精通した情報システム技術者”、上記(7)で求める“担当者”もこの記号で示す

こと。

(b) 本作業の実施に必要な各担当者の役割及び略歴、付表-1 の技術者区分を示すこと。略歴は、最終学歴（注 1）、卒業年度、入社年度及び実務経験（特に本作業に関連する実務の経験）（注 2）等について具体的に記載すること。なお、役割及び略歴では、各担当者の実名は記載せず、上記(a)の記号で示すこと。

（注 1）高校、専門学校、大学、修士、博士の別を記載し、学校名を記載する必要はない。ただし、工学部、理学部、経済学部などの専攻を併記のこと。

（注 2）作業件名（固有名詞は除く）、受注年度、受注者の区別（国/地方公共団体/民間会社）及び当該作業における役割について記載すること。なお、役割については、プロジェクトマネージャー、システム設計、プログラム作成、解析コード実行（コード名を記載すること）等のように具体的な内容を記載すること。

(c) 社内の品質保証体制図及びその説明を示すこと。その中では、品質保証部門と本作業の実施部門とが独立していることを明確に示すこと。また、本作業に関わる品質管理の具体的な方法（本作業に関する具体的なチェック項目及びチェックの方法等）を示すこと。

本件の入札に参加しようとするものは上記の(1)～(8)の条件を満たすことを証明するために、様式 1 及び 2 の適合証明書を原子力規制委員会原子力規制庁に提出し、原子力規制庁長官官房技術基盤グループ地震・津波研究部門が行う適合審査に合格する必要がある。

なお、適合証明書等（添付資料を含む。）は、正 1 部、及び副 1 部を提出すること。

また、適合証明書の作成するに際して質問がある場合には、令和 2 年 10 月 13 日（火曜）17 時まで電子メール又は文書（FAX も可）で、下記の、原子力規制庁長官官房技術基盤グループ地震・津波研究部門に提出すること。

適合証明書提出先：

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤課契約係
〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9 六本木ファーストビル 16 階
電話番号 : 03-5114-2222
FAX 番号 : 03-5114-2232

質問提出先：

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤グループ地震・津波研究部門
〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9 六本木ファーストビル 15 階
担当：山川 光稀、土居 博昭
電話番号 : 03-5114-2226
FAX 番号 : 03-5114-2236

電子メール： kouki_yamakawa@nsr.go.jp; hiroaki_doi@nsr.go.jp

以上

(様式1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商号又は名称

㊞

代表者役職・氏名

㊞

「令和2年度地震・津波等の新知見データベースの改修」の入札に関し、応札者の条件に適合することを証明するため、適合証明書を提出します。

なお、落札した場合は、仕様書に従い、万全を期して業務を行いますが、万一不測の事態が生じた場合は、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官の指示の下、全社を挙げて直ちに対応します。

適 合 証 明 書

作業件名：令和2年度地震・津波等の新知見データベースの改修

商号又は名称：

No.	条 件	回 答 (○or×)	資料 No.
(1)	令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。 回答欄に格付けを記入すること。（競争参加資格通知書の写しを提出）		
(2)	担当者が、原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という）の担当職員と日本語による意思の疎通ができること。 回答欄に可能であることを記入すること。		
(3)	実施責任者が所属する組織・部門が、一般財団法人 日本情報経済社会推進協会又は海外の認定機関により認定された審査登録機関により情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を受けていること。もし、認証を受けていない場合には、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。 （ISMSの認証の写し、又は社内標準等の写しを提出）		
(4)	本作業の遂行に際して、以下に該当しないことを明記すること。なお、受注者が業務の一部を外注する場合にも外注先（下請負先）に対して同様の考え方の適用を求めるものとする。 (a) 原子炉等規制法の規制対象となる者（原子炉設置者、原子力に係る加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業者並びに保安規定を定める核燃料物質使用者）（ただし、原子力規制委員会が一部共管する独立行政法人が受注者となり、共管範囲の業務を行う場合は除く） (b) 原子炉等規制法の許認可対象となる設備の開発、設計及び製造に関わる事業者 (c) (a)及び(b)者の子会社（親会社の出資比率が50%を超える被支配会社）又は団体（運営費の過半を得ている団体又は構成員の過半数が(a)及び(b)の者である団体） (d) 同時期に同一内容の業務を(a)から(c)の者から受注した者（ただし、原子力規制委員会が一部共管する独立行政法人が受注者となり、共管範囲の業務を行う場合において、当該業務を行う部門と別の部門が同一内容の業務を(a)から(c)の者から受注する場合は除く）		
(5)	地震、津波に関する文献、情報をデータベース化して整理する業務を行う技術力を示すとともに、対象とする文献、情報データの整理に		

	<p>精通した情報システム技術者の参画を示すこと。なお、技術力を実績で示す場合には、添付資料に対象とする文献、情報データベースの整理に関わる作業実績 1 件について、下記の事項を記すこと。ここに、作業実績については文献、情報データベースへ蓄積したデータ件数が 1 万件以上に該当するものであり、かつ適切なキーワードで全文検索できる機能を有するものであること。また、文献、情報データベースの整理に精通した情報システム技術者が参画することを、下記(8)で述べる実施体制に明記すること。</p> <p>① 作業名称（固有名称を除く） ② 発注者の区分（国／地方公共団体／民間会社） ③ 実施年度 ④ 作業概要及びデータベースに蓄積したデータ件数（公開できる範囲に限る）</p>		
(6)	<p>文献、情報データベースの情報処理システムの改修に関わる業務を行う技術力を示すとともに、対象とするシステムの改修作業に精通した情報システム技術者の参画を示すこと。なお、技術力を実績で示す場合には、添付資料に、文献、情報データベースの情報処理システムの改修に関わる作業実績 1 件について、下記の事項を記すこと。情報処理システムは、オペレーティングシステム（OS）、WEB サーバ、データベース管理システム、言語の構成として、OS は Windows Server 2012 R2 以降のバージョン、WEB サーバは IIS8.5 以降のバージョン、データベース管理システムは PostgreSQL9.4 以降のバージョンとし、言語については PHP5.6 以降のバージョンを使用した改修作業とする。さらに、上記の精通した情報システム技術者が参画することを、下記(8)で述べる実施体制に明記すること。</p> <p>① 作業名称（固有名称を除く） ② 発注者の区分（国／地方公共団体／民間会社） ③ 実施年度 ④ 作業概要及び作業規模（公開できる範囲に限る）</p>		
(7)	<p>作業内容に関して、下記の事項を記した資料を添付すること。</p> <p>(a) 納期内の作業配分に無理のない作業スケジュールを立て、示すこと。 (b) 実施項目ごとに過不足なく計画を立案し、「作業の流れ」を示すこと。 (c) 実施項目ごとに、付表-1 に示す各技術者区分に該当する担当者の作業量（人日数）を、その算出根拠とともに示すこと。ただし、担当者は付表-1 に示すいずれかの技術者区分に必ず該当するものとする。 (d) 各担当者の月別作業量（人日数）を示すこと。</p>		

<p>(8)</p>	<p>実施体制に関して、下記の事項を記した資料を添付すること。</p> <p>(a) 本作業を統括する実施責任者と、業務管理及び技術管理の体制を示すこと。ただし、「業務管理責任者」と「技術管理責任者」の兼務を行ってはならない。なお、体制において実務作業を担当する者の実名は記載せず、記号で示すこと。上記(5)、(6)で求める“精通した情報システム技術者”、上記(7)で求める“担当者”もこの記号で示すこと。</p> <p>(b) 本作業の実施に必要な各担当者の役割及び略歴、付表-1の技術者区分を示すこと。略歴は、最終学歴(注1)、卒業年度、入社年度及び実務経験(特に本作業に関連する実務の経験)(注2)等について具体的に記載すること。なお、役割及び略歴では、各担当者の実名は記載せず、上記(a)の記号で示すこと。</p> <p>(注1) 高校、専門学校、大学、修士、博士の別を記載し、学校名を記載する必要はない。ただし、工学部、理学部、経済学部などの専攻を併記のこと。</p> <p>(注2) 作業件名(固有名詞は除く)、受注年度、受注者の区別(国/地方公共団体/民間会社)及び当該作業における役割について記載すること。なお、役割については、プロジェクトマネージャー、システム設計、プログラム作成、解析コード実行(コード名を記載すること)等のように具体的な内容を記載すること。</p> <p>(c) 社内の品質保証体制図及びその説明を示すこと。その中では、品質保証部門と本作業の実施部門とが独立していることを明確に示すこと。また、本作業に関わる品質管理の具体的な方法(本作業に関する具体的なチェック項目及びチェックの方法等)を示すこと。</p>		
------------	---	--	--

適合証明書に対する照会先

所在地 : (郵便番号も記載のこと)

商号又は名称及び所属 :

担当者名 :

電話番号 :

FAX番号 :

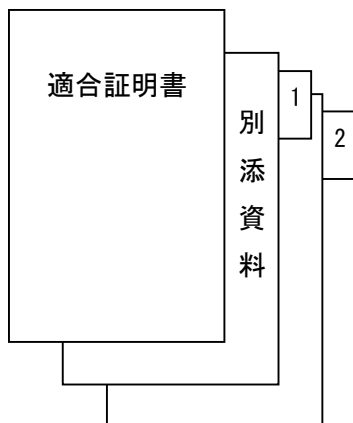
E-Mail :

付表-1 技術者の適用業務区分

情報システム関係 技術者区分	適用業務
区分 A	プロジェクトマネージャー (PM) システム開発計画の全体構想、体制の構築、進捗管理等。
区分 B	システムエンジニア (SE) システムの機能設計、総合テスト・評価、マニュアル作成等。
区分 C	プログラマー (PG) プログラミング、プログラムモジュールやプロセスことのテストを実施。

記載上の注意

1. 適合証明書の様式で要求している事項については、指定された箇所に記載すること。なお、回答欄には、条件を全て満たす場合は「○」、満たさない場合は「×」を記載すること。
2. 内容を確認できる書類等を要求している場合は必ず添付した上で提出すること。なお、応札者が必要であると判断する場合については他の資料を添付することができる。
3. 適合証明書の説明として別添資料を用いる場合は、当該項目の「資料 No.」欄に資料番号を記載すること。
その場合、提出する別添資料の該当部分をマーカー、丸囲み等により分かりやすくすること。
4. 資料は、日本語（日本語以外の資料については日本語訳を添付）、A4判（縦置き、横書き）で提出するものとし、様式はここに定めるもの以外については任意とする。
5. 適合証明書は、下図のようにまとめ提出すること。



- ①項目ごとにインデックス等を付ける。
- ②紙ファイル、クリップ等により、順序よくまとめ綴じる。

(案)

契 約 書

支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）とは、「令和2年度地震・津波等の新知見データベースの改修」について、次の条項（特記事項を含む。）により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

（契約金額）

第2条 金 円

（うち消費税額及び地方消費税額 円）とする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

（契約期間）

第3条 契約締結日から令和3年3月31日までとする。

（契約保証金）

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（一括委任又は一括下請負の禁止等）

第5条 乙は、役務等の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、委任又は請負させた業務に伴う当該第三者（以下「下請負人」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。本項に基づく乙の責任は本契約終了後も有効に存続する。

3 乙は、第1項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、下請負人と書面で約定しなければならない。また、乙は、甲から当該書面の写しの提出を求められたときは、遅滞なく、これを甲に提出しなければならない。

（監 督）

第6条 乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。

2 甲は、いつでも乙に対し契約上の義務の履行に関し報告を求めることができ、また必要がある場合には、乙の事業所において契約上の義務の履行状況を調査することができる。

（完了の通知）

第7条 乙は、役務全部が完了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

（検査の時期）

第8条 甲は、前条の通知を受けた日から10日以内にその役務行為の成果について検査をし、合格したうえで引渡し又は給付を受けるものとする。

(天災その他不可抗力による損害)

第9条 前条の引渡し又は給付前に、天災その他不可抗力により損害が生じたときは、乙の負担とする。

(対価の支払)

第10条 甲は、業務完了後、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に対価を支払わなければならない。

(遅延利息)

第11条 甲が前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

(違約金)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、違約金として次の各号に定める額を徴取することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに本契約の契約仕様書に基づき納品される納入物(以下「納入物」という。)の引渡しを終わらないとき 延引日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額
 - (2) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに納入物の引渡しが終わる見込みがないと甲が認めたとき 契約金額の100分の10に相当する額
 - (3) 乙が正当な事由なく解約を申出たとき 契約金額の100分の10に相当する額
 - (4) 甲が本契約締結後に保全を要するとして指定した情報(以下「保全情報」という。)が乙の責に帰すべき事由により甲又は乙以外の者(乙の親会社、地域統括会社等を含む。以下同じ。ただし、第16条第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。)に漏洩したとき 契約金額の100分の10に相当する額
 - (5) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき 契約金額の100分の10に相当する額
 - (6) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき 契約金額の100分の10に相当する額
- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約の解除等)

第13条 甲は、乙が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ちに解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約金額その他これまでに履行された請負業務の対価及び費用を支払う義務を負わない。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、契約金額の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

(契約不適合責任)

第14条 甲は、役務行為が完了した後でも役務行為の成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない(以下、「契約不適合」という。)ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

2 前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するにはその契約不適合の事実を知った時から1年以内に乙に通知することを要する。ただし、乙が、役務行為の成果を甲に引き渡した時において、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

- 3 乙が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙の負担において第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の履行期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか甲が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲は、乙に対し、第1項の催告をすることなく、乙の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

(損害賠償)

- 第15条 甲は、契約不適合の履行の追完、対価の減額、違約金の徴収、契約の解除をしても、なお損害賠償の請求をすることができる。
- 2 甲は、前項によって種類又は品質に関する契約不適合を理由とする損害の賠償を請求する場合、その契約不適合を知った時から1年以内に乙に通知することを要するものとする。

(保全情報の取扱い)

- 第16条 乙は、保全情報を乙以外の者に提供してはならない。ただし、甲が個別に許可した場合はこの限りでない。
- 2 乙は、契約履行完了の際、保全情報を甲が指示する方法により、返却又は削除しなくてはならない。
- 3 乙は、保全情報が乙以外の者（ただし、第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。）に漏洩した疑いが生じた場合には、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、甲に連絡するものとする。また、甲が指定した情報の漏洩に関する甲の調査に対して、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、協力するものとする。

(秘密の保持)

- 第17条 前条に定めるほか、乙は、本契約による作業の一切について秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うものとする。
- 2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第18条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、乙から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。
- (1) 甲は、承諾の時に本契約上乙に対して有する一切の抗弁について保留すること。
- (2) 譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(著作権等の帰属・使用)

- 第19条 乙は、納入物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。乙、乙以外の事業参加者及び第三者の権利の対象となっているものを除く。）を甲に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、甲が乙から納入物の引渡しを受けたときに行われたものとみなす。乙は、甲が求める場合には、譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。
- 2 乙は、納入物に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、特許権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(個人情報の取扱い)

- 第20条 乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。
- 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。
- (1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者（第5条第2項に定める下請負人を含む。）に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせること。
- (2) 甲から預託を受けた個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
- 3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。
- 5 乙は、甲から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 第1項及び第2項の規定については、本契約終了後、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

(資料等の管理)

- 第21条 乙は、甲が貸出した資料等については、十分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとらなければならない。

(契約の公表)

- 第22条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

(紛争の解決方法)

- 第23条 本契約の目的の一部、納期その他一切の事項については、甲と乙との協議により、何時でも変更することができるものとする。
- 2 前項のほか、本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めてない事項については、甲と乙との協議により決定するものとする。

特記事項

【特記事項 1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
 - イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき
 - ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- (2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- (3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- (1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- (2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- (3) 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があつた場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であつた者又は構成員であつた者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であつた者及び構成員であつた者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項 2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都港区六本木一丁目9番9号
支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名

乙

※ 以下、仕様書を添付